

庶務担当理事 清水 浩

会員各位

すでにご承知の通り、2008年12月1日に公益法人制度改革関連の新3法が施行され、従来の公益法人は、5年以内（2013年11月30日まで）に「公益社団・財団法人」、または「一般社団・財団法人」に移行することが求められています。日本生物工学会では、「公益社団法人」の認定を目指すとの基本方針により、申請に向けた取り組みを進めております。

会員の皆様には、昨年「生物工学会誌」10月号の「[公益法人制度の施行と日本生物工学会](#)」にて、「公益認定を受けるメリットとデメリット」を中心として「公益法人制度の概要」をお知らせいたしました。

今回は、「公益社団法人」申請時に提出が求められます本会運営の根幹となる新定款案をここに公開いたします。会員皆様方のご意見・ご助言をお願いいたします。

⇒ [新定款案](#)  (894 KB)

1. 【募集期間】 2010年4月1日（木）9時～4月30日（金）17時
 2. 【ご意見等送付先】（題名は「定款変更意見」として下さい。）
- 電子メールの場合 ⇒
 - FAXの場合 ⇒ 06-6879-2034

※新公益法人制度については、制度概要・関連法令・ガイドライン・詳細なQ&Aを含め、政府公益認定等委員会のウェブサイト（https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/common/portal.do）に掲載されていますのでご参照下さい。

本件に関する問合せ先

〒565-0871 吹田市山田丘2-1 大阪大学工学部内

社団法人日本生物工学会 事務局

TEL. 06-6876-2731 FAX. 06-6879-2034

E-mail: